

埼玉県主要農作物奨励品種決定調査実施要領

平成30年4月1日

第1 趣旨

この要領は、埼玉県主要農作物種子生産基本要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、奨励品種決定調査（県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という。）を決定するための調査。）に係る必要な事項を定めるものとする。

第2 奨励品種決定調査の種類及び方法

（1）奨励品種決定調査の種類

ア 基本調査

供試される品種につき、県内での普及に適するか否かについて、栽培試験その他の方法によりその特性の概略を明らかにする。

イ 現地調査

管内の自然的経済的条件を勘案して区分決定した地域（別記1）ごとに、栽培試験を行うことにより、供試される品種の適性を明らかにする。

（2）奨励品種決定調査の担当機関

ア 基本調査は、農業技術研究センターが担当するものとする。

イ 現地調査は、別記1の地域区分に基づき試験ほを設置し、その地域を管轄する農林振興センター（農業支援部）が担当するものとする。ただし、調査に用いるほ場の管理については、農業者に委託するものとする。

（3）奨励品種決定調査の方法

奨励品種決定調査の方法は、別記2のとおり定めるところによる。

第3 事務取扱

奨励品種決定調査に係る総括事務については、生産振興課が担当するほか、奨励品種決定調査に係る業務分担については、別記3に定めるところによる。

第4 その他

このほか、奨励品種決定調査に係る必要な事項は、埼玉県種苗審議会の審議・決定事項に基づくほか、要綱に基づき実施するものとする。

別記 1

奨励品種決定調査における地域区分について

埼玉県主要農作物奨励品種決定調査実施要領第2（1）イに基づき、管内の自然的経済的条件を勘案して区分した地域ごとに栽培試験を行うことにより、供試される品種・系統の特性を明らかにし、奨励品種決定のための資料を得ることを目的に地域区分を以下のように定め、地域区分ごとに調査箇所を選定する。

1 水稻における地域区分		
地域区分	留意すべき特性	当該地域の主な市町村
早期・早植栽培地域 (4月下旬～5月中旬植)	早中生～中晩生、極良食味、良質、 縞葉枯病・紋枯病耐病性	さいたま市・春日部市・越谷市・ 幸手市・吉川市・加須市・杉戸町
早植・普通期栽培地域 (5月上旬～6月上旬植)	中生～中晩生、良食味、良質、栽培性、 穂発芽性、縞葉枯病・紋枯病耐病性	行田市・加須市・羽生市・鴻巣市・ 久喜市・白岡市
普通期栽培地域 (西北部平坦) (5月中旬～6月上旬植)	中生～中晩生、良食味、良質、栽培性、 穂発芽性、縞葉枯病・紋枯病耐病性	川越市・東松山市・坂戸市・川島町 ・吉見町
普通期栽培地域 (山間・山沿い)	中生～中晩生、良食味、良質、栽培性、 いもち病・縞葉枯病・紋枯病耐病性	秩父市・日高市・毛呂山町・滑川町 ・小川町
普通期栽培地域 (麦あと晩植)	中生～中晩生、良食味、良質、栽培性、 縞葉枯病・紋枯病耐病性	熊谷市・本庄市・深谷市・美里町・ 上里町・神川町

2 麦類における地域区分		
地域名 選抜目的	留意すべき特性	当該地域の主な市町村
第1 良質、早生	強稈耐湿性、大麦・小麦縞萎縮病耐病性、 凍霜害抵抗性	熊谷市・深谷市・本庄市・美里町・ 神川町・上里町
第2 良質、早生、 畑作向	強稈、大麦・小麦縞萎縮病耐病性、 うどんこ病耐病性	寄居町・鴻巣市・川越市・坂戸市・ 東松山市・嵐山町・川島町・吉見町
第3 良質、早生	強稈耐湿性、大麦・小麦縞萎縮病耐病性	行田市・羽生市・加須市・久喜市

3 大豆における地域区分			
地域名	選抜目的	留意すべき特性	当該地域の主な市町村
山間 山沿	中晩生安定型	大粒、良質、ウイルス病耐性、 晩播適応性	秩父市・鳩山町・小川町
平坦	中生安定型	良質、ウイルス病耐性、晩播適応性、 耐湿性	羽生市・加須市・白岡市・久喜市・ 吉見町

別記2

奨励品種決定調査の方法

1 調査対象品種

奨励品種決定調査（以下「調査」という。）の対象となる品種は、次のすべての要件を満たすものの中から決定するものとする。

- (1) 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。
- (2) 調査に必要な種子が十分供給されること。
- (3) 県が定めた病虫害抵抗性その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。
- (4) 対照品種との比較栽培試験等により、対照品種より改善された点が認められること。

2 調査の期間

- (1) 調査の期間は、原則として3年とする。ただし、3年未満の調査であっても他の都道府県その他の機関の調査結果から調査対象品種の特性が明らかかな場合には、この期間を短縮することができる。
- (2) 基本調査は、調査対象品種の特性を明らかにするため、1年目に予備調査、2年目以降に本調査を行う。ただし、当該品種の特性が明らかかな場合には、予備調査を省略することができる。
- (3) 現地調査は、少なくとも基本調査の予備調査が終了してから行う。

3 調査に用いる品種

調査には、次の品種を含めなければならない。

- (1) 標準品種：原則として数県にわたる地帯に奨励品種として共通して普及しており、調査対象品種の比較対象の基準となる品種
- (2) 比較品種：特定の形質を比較するための品種

4 耕種概要

調査の栽培試験で用いる耕種概要は、次の基準を参考として定めるものとする。

調査の種類		農作物の種類	区 制		耕種法の種類
			1区面積	区 数	
基本調査	予備調査	稲 麦類 大豆	6㎡以上 10㎡以上 12㎡以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について、県内に最も普及している耕種様式により調査を行う。
	本調査	稲 麦類 大豆	6㎡以上 10㎡以上 12㎡以上	3区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について、県内に普及している耕種様式を原則として複数用いて調査を行う。
現地調査		稲 麦類 大豆	20㎡以上	1区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について、当該奨励品種適応地域に最も普及している耕種様式により調査を行う。

5 調査項目

調査項目は、次の基準を参考として定めるものとする。

調査の種類		調査の項目
基本調査	予備調査	<p>1 稲 播種期、移植期、出穂期、成熟期、稈長、穂長、穂数、全重、玄米収量、標準品種との玄米収量の比較比率、玄米千粒重、玄米品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性（県において重要なものとする）、有望度及び有利又は不利とした形質</p> <p>2 麦類 播種期、出穂期、成熟期、出芽の良否、稈長、穂長、穂数、子実収量、千粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害害その他の障害に対する抵抗性（県において重要なものとする）、有望度及び有利又は不利とした形質</p> <p>3 大豆 播種期、開花期、成熟期、出芽の良否、茎長、分枝数、子実収量、百粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性（県において重要なものとする）、有望度及び有利又は不利とした形質</p>
	本調査	<p>1 稲 予備調査の項目に次の項目を追加する。ただし環境変化を受け難い項目は、省略することができる。 心白又は腹白の多少、搗精歩合及び食味、等</p> <p>2 麦類 予備調査の項目に次の項目を追加する。ただし環境変化を受け難い項目は、省略することができる。 容積重及び子実加工品の品質、等</p> <p>3 大豆 予備調査の項目に同じ。ただし環境変化を受け難い項目は、省略することができる。</p>
現地調査	<p>1 稲 基本調査の予備調査の項目から全重を除いたものに次の項目を追加する。 耕種概要（栽植密度、苗の整否、基肥・追肥量、病虫害・雑草防除）、収穫期、食味値、タンパク質含量^{※1}、水分等</p> <p>2 麦類 基本調査の予備調査の項目に次の項目を追加する。 耕種概要（播種様式、播種量、基肥・追肥量、病虫害・雑草防除、踏圧回数等）、出芽期、排水の良否、収穫期、子実加工用サンプル収集等</p> <p>3 大豆 基本調査の予備調査の項目に次の項目を追加する。 耕種概要（播種様式、播種量、基肥・追肥量、病虫害・雑草防除）、出芽期、排水の良否、収穫期、子実サンプル収集等</p>	

※1：農業技術研究センターで実施する。

※2：サンプルは品種特性を確認するため、必要に応じて農業技術研究センターで遺伝子解析を行うことができるものとする。

別記3

1 奨励品種決定調査の業務分担について

生産振興課

- ・優良種子の生産、優良品種の選定に関すること
- ・奨励品種決定調査に係る事務（会議開催、委託契約）に関すること
- ・農業支援課及び農業技術研究センターとの連絡調整に関すること

農業支援課

- ・農林振興センター（農業支援部）との連絡調整に関すること

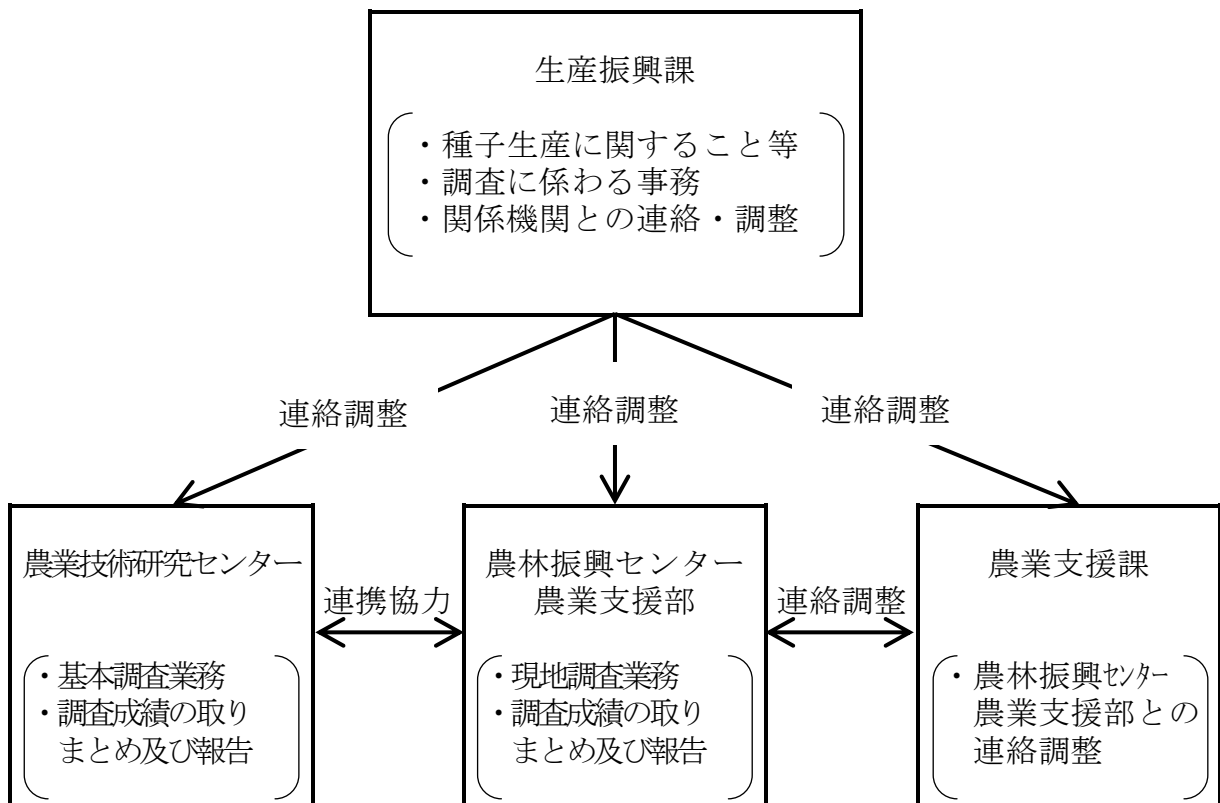
農業技術研究センター

- ・奨励品種決定調査に係る基本調査業務に関すること
- ・奨励品種決定調査の成績取りまとめ及び報告に関すること

農林振興センター農業支援部

- ・奨励品種決定調査に係る現地調査業務に関すること
- ・現地調査ほ場及びほ場管理委託農家の選定に関すること
- ・現地調査の結果取りまとめ及び報告に関すること

2 奨励品種決定調査事業の運営体制について



(参考)

奨励品種決定までの流れ

